

指名停止措置の概要

1 指名停止措置事業者

事業者の名称	本社の所在地
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547 OTAスクエアビル7F

2 指名停止措置期間

令和7年12月25日から令和8年3月24日まで（3か月）

3 指名停止の内容

日光市が発注する建設工事等

4 事実概要

関東建設工業株式会社の営業部長が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、公契約関係競争入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年7月9日、さいたま地検に同罪で起訴された。

5 指名停止措置理由

当該会社の営業部長が競争入札妨害の容疑で逮捕・起訴されたことについては、日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表第9項第2号イに該当する。

〔日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表第9項第2号イ〕

措置要件		期間	
9 競争入札妨害又は談合	(2) 次に掲げる者が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	イ 一般役員 又は使用人	逮捕又は公訴を知った日 から3月以上12月以内

問合わせ先

栃木県日光市今市本町1番地
日光市役所 財務部 契約検査課 契約係
電話：0288-21-5134